

中川事務所新聞

第64号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【経済対策実施へ】

第一次補正予算による中小企業向け信用保証制度の拡充が、10月31日から開始されました。引き続き第二次補正予算も検討されており、もしこれが実施されると、中小企業向けの資金繰り支援対策が厚みを増します。

かつて経営安定化保証という経済対策で、ほぼ無審査で多くの中小企業が資金調達を行い、その多くがそれ以後過剰借入金で苦しむことになりました。目先の資金繰り対策は勿論重要なのですが、自社にとって本当に



必要なものは何かを真剣に考えるタイミングでもあるでしょう。

【過度な悲観論は避けましよう】

連日のように金融危機に関して様々なニュースが伝えられています。私たちとしても正しい情報を把握する必要がありますが、評価が一方的にならないように注意しましょう。

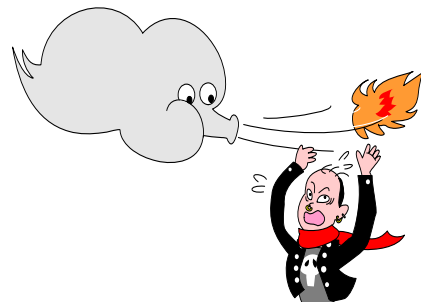
例えば、円高になるとニュースではその弊害（大企業の不振等）が強調されますが、一方で必ず良い面（輸入物価の低下等）もあるはずで、良い面を見つけて伸ばす、これは経営の鉄則と同じです。

【年末調整の準備はお早めに】

間もなく税務署から大きな封筒で年末調整関係書類が送られてきます。必要書類に記入するとともに、生命保険料控除のハガキなど各家庭に送られてきている書類も収集し、期限が迫ってから慌てないように早めの準備を心掛けましょう。

【11月の事務予定】

- ・11月決算法人期末実地棚卸
- ・7月決算建設業決算変更届
- ・9月決算法人確定申告&納税
- ・3月決算法人中間申告&納税
- ・所得税第2期分予定納税（～12/1）



知ってお得！？法律雑学

Q. パートさんを採用しましたが、当社の他にも別の会社と掛け持ちになります。労働時間管理はどのようになりますか？

A. 労働基準法では、異なる事業場での労働時間は通算することになっています。つまり、例えば先に別の会社で5時間、後で当社で5時間働いた場合は、

当社が8時間を越える部分（2時間）について、割増賃金の支払い義務が生じます。

実際のところ、労働者が掛け持ちを申告しない場合が多いと思われていますが、それでも当社に割増賃金支払い義務があることには変わりはありません。不景気で少しでも稼ぎたいという労働者の気持ちは分

かりますが、雇う側はしっかりとした労務管理を行わないと、思わぬところで大問題に巻き込まれる可能性があります。



経営談義

【借入金の功罪】

前月号ではモラルハザードについて論じましたが、そもそもモラルハザードが起こる前段階である借入金の活用について論じてみます。

一口に借入金と言っても健全な借入金と不健全な借入金があります。前者の代表は増加運転資金（売掛金+在庫-買掛金）、後者の代表は赤字補填資金です。

増加運転資金は、事業規模が拡大していくスピードと利益による内部蓄積のスピードの差を埋めるものです。売上が増えるほど売掛金や在庫で



寝るお金が増えるので、利益率が100%でない限り、必要な資金と手持ち資金の差が大きくなっていきます。これを補うのが増加運転資金の借入であり、ここで自己資金のみに拘ると利益獲得のチャンスを逃すこととなります。

一方、赤字補填資金は文字通り業績が苦しくなって当座の資金繰りを何とかするための資金です。資金繰りは待ったなしなので、目前の困難は何とか乗り越えなければならぬのですが、ここで深く考えることなく安易に借入金に頼ると、単なる問題先延ばしで、後で大きなシッペ返しがあります。この場面では180度発想を変えて返済を一時的に止めるという選択肢も考慮する必要があります。ただし、単に止めるだけではなく、そ

の見返りとなるもの（＝経営改善計画）が必須であることは言うまでもありません。

一面でもお伝えしたとおり、国の中小企業支援策が実施されて一時的に融資審査が甘くなる可能性があります。しかし、決してその状況に溺れることなく、経営者として主体性を維持しながら自社の経営に邁進していきましょう。

（参考データ）

適正(目標)借入金残高

= (経常利益+減価償却費)

×10

⇒キャッシュフローの10年分



私がよく通る道沿いの店外ATMの前に、頻りに警察官が立つようになりました。振り込め詐欺防止のためなのでしょうが、普通に利用する度に声を掛けられるのは煩わしいものです。何か事件・事故がある度に過剰な対策で窮屈な世の中になっていくと感ずるのは私だけでしょいか。

今月は連休の関係で稼働日数が十八日です。慌しく年末に突入していきそうな気配です。体調管理に気をつけましょう。

あじわね

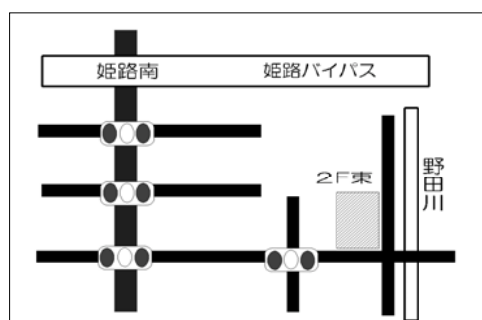
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp